

[論 文]

自国で会計基準開発・設定権限を持つ意義
—受け入れ可能なIFRSの作り込みを視野に入れて—

宗 田 健 一

はじめに

- I 複数の法域をまたいだ基準開発
- II IFRSの利用状況と各国の導入戦略
- III IFRSへの3つの対応 (離脱・発言・忠誠)

おわりに

はじめに

国際財務報告基準 (以下、IFRS) をめぐる動向の変化は時として劇的であり、将来どのように変化・推移していくかを現時点で断定することは難しいといえる。たとえば日本という国一つを事例としたとしても、ここ数年のIFRSをめぐる動向の変化は劇的である。

2009年6月の時点では、企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書 (中間報告)」(以下、中間報告)¹により、「2010年3月期の年度の財務諸表からIFRSの任意適用を認めることが適当である」(企業会計審議会[2009], 13頁)とし、「IFRSの強制適用の判断の時期については、とりあえず2012年を目途とすることが考えられ (中略) 2012年に強制適用を判断する場合には、2015年又は2016年に適用開始」(企業会計審議会[2009],

キーワード：IFRS, 法域, 導入戦略, ハーシュマン, 離脱, 発言, 忠誠

1 金融庁の企業会計審議会は2009年6月30日に総会を開催し、同年6月16日に企業会計審議会企画調整部会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」を承認し、その後、当時の与謝野馨内閣府特命担当大臣 (金融, 経済財政政策) に答申していた。

15 頁) としていた。

その後、2010年3月期以降にIFRSの任意適用が認められたものの、2011年6月には自見庄三郎金融担当大臣が、国内外での様々な状況変化²を理由として「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」ことを発表している³。

このように、「時間の経過」や「世界情勢の変化」とともに議論や結論は刻々と変化している。この状況について、たとえば辻山[2012b]は、現在IFRSをめぐる対立軸、すなわち、推進派と反対派は必ずしも二分化されておらず、それぞれの立場から議論が始まりだしたと指摘し、「(IFRSと：筆者注) 仲良くお付き合いしてもらおうこと自体が目的ではありませんから、「とにかく導入しないと世界からつまはじきにされるぞ」というアプローチは本末転倒だと思います」(辻山[2012b], 72 頁) として強制適用延期を肯定的に捉えている。

それに対して、杉本[2012b]は、SECスタッフによるIFRS適用問題への対応に比べて、日本では中間報告公表後の金融庁の対応や国会での審議が十分ではないことを理由に、2009年6月30日以降の対応を「種間托卵化」という表現で批判している。「対米追随や対米協調に日本の運命を委ね、ことさら会計基準やIFRS導入を巡る国際政治への参加を避けてきたかに移るが、険しい自主規制に立ち向かわなければならない」(杉本[2012a], 杉本[2012b]) ことは明らかである。

会計基準の開発 (新設・廃止を含む)・設定やIFRS導入⁴を巡る議論の多様化

2 主なものとして、米国ワークプランの公表(2010年2月)、IASBとFASBがコンバージェンスの作業の数か月延期を発表(2011年4月)、「単体検討会議報告書」の公表 (2011年4月28日)、産業界からの「要望書」の提出 (2011年5月25日)、米国SECのIFRS適用に関する作業計画案の公表 (2011年5月26日)、連合2012年度重点政策 (2011年6月)、未曾有の災害である東日本大震災の発生、IFRSへの影響力を巡る、アジアを含む国際的な駆け引きの激化など (金融庁[2011b])。

3 金融庁[2011c]。結果的に日本では、日本基準、米国基準およびIFRS基準の選択適用が容認されるというトリプル・スタンダード状態 (つまり、比較可能性が一層低下した状態) が継続している。自国の投資家保護という視点からは、日本は最もかけ離れた選択を行っているといえよう。

4 IASBは、IFRSという基準を開発するものの、各国にIFRSを導入する法的権限を有しているわけではない。したがって、会計基準の開発・設定という議論と会計基準の導入という議論は区別して論じる必要がある。

を受けて、本稿では、IFRS適用状況に関する企業会計審議会[2012a]の調査結果を用いて⁵、①複数の法域 (jurisdictions) をまたいだ基準開発はどのように進められてきたのか、②IFRSの利用状況と各国の導入戦略の現状はどうなっているのか、そして③ハーシュマン (Hirschman[1970]) の所説を援用しIFRSをめぐる今後の対応としてどのような対応が考えられるか、の3点に着目して、日本を含み基準設定主体を保有する国々が自国で会計基準開発・設定権限を持つ意義について整理を試みる。そうした見方からの整理が妥当であれば、将来のIFRSを巡る動向の変化について展望を得ることができるであろう。

I 複数の法域をまたいだ基準開発

経済活動のグローバル化に伴い、会計基準の国際化が進展したことは言うまでもないが、各国企業の公表する財務諸表の比較可能性をもっとも高める近道は、測定尺度である会計基準を国際的に統一することである⁶。

ここで、1973年に国際会計基準委員会(以下、IASC)が設立されて以降、約40年にわたる会計基準の調和化・統一化の一連の経緯についてEU、アメリカ、日本を中心に概観しておこう。

IASC時代は、国際的な会計基準として一連の国際会計基準(以下、IAS)を作成・公表したものの、各国企業の公表する財務諸表の比較可能を高めることができなかった。その代表的な理由として、①IASCが世界9カ国の公認会計士協会により設立され、IASを強制適用させる権限を有しなかったことや②調和化の名のもとに、各国の会計処理方法をIASとして容認したこと(つまり、代替的処理方法を容認したこと)が指摘できる。

国際的な法的基礎(ないし権威)を有した組織を形成してその政治権力(裏付け)に依拠した制度設計が出なかった点(つまりIASCという組織に対する権威の欠落)は致命的であったといえよう。複数の法域にまたがり影響を及ぼ

5 企業会計審議会[2012a]では、174カ国のIFRS使用状況をまとめているDeloitte[2011]と異なる使用状況を報告している国もある(考えられるのは、調査時期の相違と回答者の理解の相違であろう)。ここから、依然としてIFRSの適用実態の真の姿は把握できていない、また流動的にとらえる方が妥当であろう。

6 いわゆるIFRS推進派は、IFRS導入に伴う比較可能性の向上に重点を置いているといえる。

そうとする基準を開発した点は評価できるが基準そのものの粗悪さ（低品質）が比較可能性を阻害して調和化に終始したとまとめることができる。しかし、IASCの国際的調和化活動は再現できない歴史の実験であって、高く評価することができる。

調和化に終始したその状況を打破したのは、証券監督者国際機構（以下、IOSCO）がIASCへ関与したことにより新たな展開を迎えたことによる。IOSCOの支持を受け、1987年に開始を採択した「比較可能性／改善プロジェクト」は、1989年の公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」の公表を経て、最終的に「コア・スタンダード」のIOSCO合意（2000年）に結実することになる。IASCの背後にはIOSCO加盟国が控えているという事実が権威の欠落を補完し、会計基準の品質を一定以上に向上させたことにより、IASは国際的な会計基準としての第一歩を踏み出したといえる。

2001年4月に発足したIASBは、米国財務会計基準審議会（以下、FASB）との間で「覚書：ノーワーク合意」を締結したり、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）との間で共同プロジェクトを開始（2005年1月）したりして⁷、会計基準の国際的な統合、いわゆるコンバージェンス（収斂）を進めていくことになる。

欧州連合（以下、EU）に目を移すと、2002年7月19日付で欧州議会及び欧州理事会によって「国際的な会計原則に関するEU議会及び理事会の命令 No 1606/2002」（以下、IAS適用命令）⁸が交付されている。その結果、2005年1月1日以降、EU加盟国の法令の管轄下であり、EU域内の資本市場に上場する企業は、連結財務諸表の作成に際して、国際財務報告基準及び解釈指針のうち欧州議会が認めたもの（いわゆるEU版IFRS）が強制適用されることになった⁹。EU

7 その後、ASBJとの間でいわゆる「東京合意」を締結することにより、コンバージェンスを加速化させていくこととなる。

8 Regulation(EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards(http://www.esma.europa.eu/system/files/Reg_1606_02.pdf).

9 EUにおけるIFRS（IASを含む）のエンドースメント・プロセスは次のとおりである。まず、IASBの設定するIFRS（IASを含む）が民間組織である「欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）」により技術的レベルで検討される。その後、EFRAGの技術的助言は「基準諮問検証グループ（SARG）」の検証を経て欧州委員会に提出される。そして、EFRAGの助言に基づき作成された欧州委員会の承認提案は、公的組織である「会計規制委員会（ARC）」の政治的レベルの審査を経て欧州議会、理事会に提出される。最後に、欧州議会にて承認決定されたIFRS（IASを含む）が欧州委員会命令としてEU公報の公表を得て法的効力が付与されることになる（佐藤[2011]、168-169頁）。このように、エンドースメント手続の

版IFRSはIFRSを一部カーブアウトしているとはいえ、ここに、法域を超えた会計基準の適用が始まったのである。通貨に例えると、ユーロ (IFRS) が基軸通貨であるドル (米国基準) に次ぐ第二の基軸通貨に駆け上がったようなものである。

また、2007年には、米国証券取引委員会 (以下、SEC) が米国以外の外国企業に適用対象を限定してIASBにより発行された英語版IFRSに準拠した場合に限り、米国基準への調整表を排除することを決定していることから、EUを主として、今後、IFRS基準を用いて米国市場で資金調達する企業の立場からは会計基準の収斂を契機に調整表作成・開示の撤廃を獲得したといえる。これは、「アメリカでは外国民間発行体に対する徹底した自国主義の規制から転じて、U.S.GAAPとIFRSsを選択肢とする会計基準の選択論が確立された」(杉本[2009], 317頁) 点で特筆すべきことである。これにより、米国における会計情報の比較可能性は低下したのである(杉本[2008], 23頁)。この当時、残された米国の課題としては、U.S.GAAPとIFRSsが共存する選択論またはIFRSsの採用論のいずれの規制に転じるか(杉本[2009], 317頁)であった。

このようにEU、アメリカ、日本などの動向を踏まえると、IFRSを巡って各国の直面する課題は、IASBと共にとどのようなIFRSを開発・設定していくかという技術面だけではなく、それらのIFRSをどのように各国で適用させるかという導入面 (政治面) も課題となっているといえよう。日本で例えるならば、ASBJと企業会計審議会はそれぞれの役割を果たしていく必要があるだろう¹⁰。

企業会計審議会[2012a]の調査結果によると、世界の多くの国でIFRS導入する状態にあるものの、その適用方法にはばらつきが見られる。詳細は次節で検討するが、IASB発行のIFRSと同一内容の会計基準を使用したり、一部異なる会計基準を使用したりする国があったり、任意適用を行ったりしている状況がうか

メカニズムは技術的および政治的レベルの二重のプロセスで構成される (佐藤[2011], 168頁)。EUで用いられるIFRSが純粋なIFRSではなく、EU版IFRSと呼ばれるゆえんである。

10 ASBJの委員長である西川氏は、企業会計審議会とASBJの役割分担について、ASBJの立場から次のようにコメントしている。「国際的な動きへの我が国の対応についての大きな方向性について、(企業会計：筆者注) 審議会が議論し、検討する。ASBJは、制度の方向性などを踏まえ、個々の基準開発やIASBの対応をするということで、その内容については従来と同様であって、特に異論はありません」(企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議事録、2011年8月25日)。

自国で会計基準開発・設定権限を持つ意義
—受け入れ可能な IFRS の作り込みを視野に入れて—

がえる。ここから、将来的には適用状況の把握（連結と単体も含めて）と基準そのものの改善が必要となってくるであろう。基準そのものについては、年次改廃、意見聴取（いわゆる「アジェンダ・コンサルテーション」）、アウトリーチ等を併用しながら、新規開発と改廃をすすめていくと考えられる。

上記での概観を踏まえて、会計基準の調和から統一に至る経緯をIASC / IASBを中心としてまとめると、図表1のように大きく3つのステージに分けることができると考える。

図表1 会計基準の調和から統一に至る経緯

ステージ	IASC / IASBを巡る具体的な活動など
First Stage 基準の調和化	1973年 複数の公認会計士団体によりIASCが設立（権威の欠落）、IASの作成と公表（調和化に終始） ¹¹
Second Stage 会計基準の品質維持 組織権威の強化	1987年 IOSCOの支持 「比較可能性／改善プロジェクト」開始 1989年 IAS公開草案第32号の公表 1995年 コア・スタンダードの設定作業計画を作成 1999年 最終報告書「IASCの将来像に関する勧告」公表 2000年 コア・スタンダードの完成 2001年 IASCの改組、IASBの設立 ¹² 、ASBJの設立
Third Stage 基準の収斂・統合化 基準の品質向上 基準の適用問題 比較可能性の低下 基準の開発・改廃、 基準の適用条件整備	2002年 ノーワーク合意 2005年 EUによるEU版IFRSの適用 各国でIFRSの適用が始まる（実際に基準が使われ始める） 2007年 東京合意 2007年 SECによる外国民間発行体のIFRS使用容認 2008年～IFRSの改善と開発IFRSの年次改善（20XX-20XX年サイクル） ¹³

11 同年にアメリカではFASBが設立されている。IASCとは異なり、FASBは、会計基準設定権限をSECや州規制当局により保証されている。

12 同年に日本ではASBJが設立されている。これは、IASBへの改組に際して、加盟国の基準設定主体は民間組織でなければならないという外圧も影響している。当初ASBJ/FASFの設立は、政府（金融庁）の関係法令との繋がり無しに行われ（安藤[2011]、22頁）、金融庁はその後、ASBJが公表する個々の企業会計基準について、それぞれ事務ガイドラインを公表して、法令上の位置づけ（いわば認知）を行ってきた（安藤[2011]、23頁）。この方式は2009年4月まで行われたが、同年12月、法的確実性にまさる金融庁告示（官報掲載）による方式に変更されている（安藤[2011]、23頁）。

13 IASBによる年次改善計画は以下のサイトを参照。http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/Annual+Improvements/Annual+Improvements+Process.htm

II IFRSの利用状況と各国の導入戦略

机上の空論ではなく、実際にIFRSの適用が始まったことにより、IFRS適用国内の企業の公表する財務諸表同士における比較可能性は高まったといえる。貨幣でいえば、ユーロ導入により国を超えても通貨の両替が不要になったようなものである。つまり、IFRSさえ理解しておれば、複数の会計基準の理解や開示情報の調整・換算等が不要になったわけである。例えるなら、ユーロの導入がEU各国の銀行や両替所が得ていた両替手数料を減少させたり、企業や旅行者等の支払っていた手間や手数料を減少させたりしたことと同様に、IFRSの導入・浸透は、これまで異なる会計基準が存在していたことや異なる会計基準により作成された開示情報が存在していたからこそ獲得できていた報酬や手数料等を減少させたり、企業やアナリスト・監査法人のコストを減少させることにつながるだろう。それらの金額（影響額）がどの程度に上るのか、また、比較可能性の向上によりどの程度、投資効率が上昇したり、ホームバイアス（一国の貯蓄が同じ国に投資される傾向）が低下したりするののかについては、注目したいところである。

本節では、IFRS適用状況に関する企業会計審議会[2012a]の調査結果を用いて、各国の選択した、IFRS導入戦略について考察したい。まず、IFRSの適用状況、取り込み方法、適用対象企業をまとめると次頁の**図表 2**のとおりである。

IASB発行のIFRSと同一内容の会計基準を使用した国（40カ国）と一部異なる会計基準を使用した国（43カ国）がほぼ半々である（合計83カ国）。前者の40カ国は、IASBが発行したIFRSと同一内容の会計基準を用いることにより比較可能性を高めることができるというメリットを享受する一方、会計基準の開発や改廃についてはIASBへの働きかけなしには実現しないというデメリットも受けることとなる。後者の43カ国は、IASBが目指した比較可能性の向上という目的からすると、期待外れの国々である。どの程度異なる会計基準を用いるか（つまりカーブアウトするか）にもよるが、一組の会計基準を適用しない限り（逆に言えば、異なる会計基準の使用を各国が主張する限り：代表的にはEU版IFRS）、本当の意味での比較可能性の向上は望めないであろう。

図表2 IFRS適用国のIFRS使用状況，取り込み方向，適用対象企業

	IFRSの適用方法について		IFRSの取り込み方法について		IFRS適用対象企業について	
	I A S B 発行の IFRSと同一内容の会計基準を使用	I A S B 発行の IFRSと一部異なる会計基準を使用	アドプション	コンバージョン	全上場企業を対象	一部上場企業を対象
IFRS適用 83 カ国(A)	40カ国 (B)	43カ国 (C)	76カ国 (D)	7カ国 (E)	72カ国 (F)	11カ国 (G)
任意適用(H) 5 カ国	5カ国(I)	0カ国(J)	—	—	—	—
IFRS使用せず (K)5 カ国	—	—	—	—	—	—
連結財務諸表の 作成義務なし(L) 3 カ国	—	—	—	—	—	—

(出所) 企業会計審議会[2012a], 6-9 頁の表「世界 96 カ国IFRS適用状況調査結果 (連結財務諸表)」及びデータを一部加工して作成。なお、表中のアルファベットは、引用先のままである。

IFRSの取り込み方法については、ほとんどの国(76カ国)がアドプションであった。コンバージョンは、中国など7カ国が用いている方法であるが、自国の会計基準をIFRSに収斂させていくことで比較可能性を高めようとする方法である。

適用対象企業については、多くの国(72カ国)が全上場企業を対象(F)としており、一部上場企業を対象(G)としている国は11カ国であった。

図表2の中には無いが、導入方法については全基準同一時点(M)でIFRSを導入した国が60カ国、段階的導入(N)が14カ国、無回答(O)が14カ国であった。また、エンドースメント手続(自国の承認プロセスを経たうえで個別のIFRSを取り込む方法)が存在している国(P)は63カ国、存在しない国(Q)は25カ国であった。

企業会計審議会[2012a]では、日本のIFRS適用状況についての言及がないことから、上記のように適用方法と取り込み方法を類型化した場合に、日本の対応

について整理してみよう。

まず、中間報告までは、国内会計基準についてコンバージェンスを継続・加速するという姿勢を保有しつつ、IFRS強制適用の是非を検討していたことから、BD型（つまり、IASB発行のIFRSと同一内容の会計基準をアドプションする）を選択しようとしていたと理解できる。IFRS適用対象企業と導入方法については、「IFRSによる財務諸表の作成を強制する対象としては、現時点では、国際的な比較可能性を向上するという観点を踏まえれば、グローバルな投資の対象となる市場において取引されている上場企業の連結財務諸表を対象とすることが適当であると考えられる」としていることから全上場企業が対象（F型）であると考えられ、「IFRSを段階的に適用するか、一斉に適用するかは、IFRSの強制適用を判断する際に、任意適用の状況等を基に作成者の対応能力等を見極めた上で、改めて検討・決定することが適当であると考えられる」（企業会計審議会[2009]、15頁）としていたことから、M型かN型かは必ずしも明らかではない。エンドースメント手続については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」（平成二十一年十二月金融庁告示第六十九号）が2009年12月に告示されていることから、手続を有している（P型）と考えられる。したがって、中間報告までは、BDFMPないしBDFNP型に分類することができる¹⁴。なお、企業会計審議会の公表した中間報告はあくまで意見書であるとともに、金融庁組織令¹⁵に基づき報告されたものであり、最終決定でなかったことは周知のとおりである。

次に、先述した自見大臣のIFRS適用延期発表（2011年6月21日）以降の対応を見てみると、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」（2012年7月2日）（以下、中間的論点整理）が

14 中間報告の公表後、金融庁が任意適用を2010年3月期決算から認めていることから、実質的には、B型ではなくI型に移行したと言える。

15 企業会計審議会は、企業会計の基準及び監査基準の設定、原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善について調査審議し、その結果を内閣総理大臣、金融庁長官又は関係各行政機関に対して報告し、又は建議する（「金融庁組織令」、第二十四条2、最終改正：平成二四年五月一六日政令第一四三号）。

発表される間に、日本の対応に変化があったと考えられる。これは、中間的論点整理において「わが国会計基準のあり方を踏まえた主体的コンバージェンス、任意適用の積上げを図りつつ、国際会計基準の適用のあり方について、その目的やわが国の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最もふさわしい対応を検討すべき」（企業会計審議会[2012b]、1頁：傍点は筆者）とあることから明らかである。先ほどの記号で示すと、IEG型（すなわちIASB発行のIFRSと同一内容の会計基準をコンバージェンスする（一部上場企業を対象）に変化しているように見て取れる。

上記の基本的な調査結果をもとに、各国の適用戦略をまとめると、結局、図表2のアルファベットを用いれば、BD型（39カ国）とCD型（37カ国）の国が多かったことが理解できる。さらに細分化するとBDF型（IFRSと同一内容の会計基準をアドプションし、全上場企業に適用している国）は30カ国であり、さらに同一時点でIFRSを導入しているケース（BDFM型）は20カ国、エンドースメント手続が存在しない国（BDFMQ型）は、9カ国であった。最後に残った9カ国は、最もIFRS依存型の国であるといえる。このように各国の主要なIFRS導入戦略をまとめると、次頁の図表3のとおりである¹⁶。

図表3から明らかのように、各国のIFRS導入戦略は多種多様である。強制適用か任意適用か、IFRSと同一内容の会計基準を使用か一部異なる会計基準を使用か、また、アドプションかコンバージェンスかといった導入戦略は、現時点でのIFRSへの依存度を示すとともに、今後のIFRSに対する制約条件にもなり得る。

最もIFRS依存型の国（9カ国）は、IASBにとって最も都合の良い国であり理想形である。それらの国は会計基準開発をIASBに丸投げすることにより会計基準開発コストが不要である一方、会計基準開発、設定に対する主権を全く放棄することとなる¹⁷。

逆に、IFRSを使用していない国（たとえばアメリカ）は、IFRSに対する依存

16 ここでは、連結財務諸表の作成義務のない国(L)や、将来IFRSを適用することを予定している国等
は取り扱っていない。

17 IFRSのフルアドプションについては、中間的論点整理でも懸念が示されている（企業会計審議会
[2012b]2-6頁）

度が最も低い国である。したがって、IASBにとっては、最も都合の悪い国であり、今後、適用を促す対象国となる。

日本は、IFRSを任意適用していることから、基本的にI型に分類される。IFRS基準を一つずつ承認していることから、エンドースメント手続があるIP型に属するといえる¹⁸。

図表3 各国のIFRS導入戦略とIFRSへの依存度

IFRSへの依存度	導入戦略	具体的な適用方法	代表的な国
最も高い ↑ ↓ 最も低い	BDFMQ型 BDFNQ型 BEGMQ型 BEGNQ型	IFRSと同一内容の基準をアドプションし、全上場企業（一部上場企業）に適用しているもののエンドースメント手続が無い	フィジー、ジャマイカ、マケドニア、カザフスタン、セルビア、オマーン、レバノン、ザンビア、メキシコなど
	BDFMP型 BDFNP型 BDGMP型 BDGNP型	IFRSと同一内容の基準をアドプションし、全上場企業（一部上場企業）に適用しているがエンドースメント手続が有る	マレーシア、韓国、グアテマラ、ペルー、カナダ、アイスランド、グルジア、クロアチア、ロシア、ヨルダンなど
	CDFMQ型 CDFNQ型 CDFMP型 CDFNP型	IFRSと一部異なる基準をアドプションし、全上場企業（一部上場企業）に適用しておりエンドースメント手続が無い（有る）	EU各国、トルコ、エジプト、香港、オーストラリア、ニュージーランドなど
	IQ型 IP型	IFRSと同一内容の基準を任意適用で使用しており、エンドースメント手続が無い（ある）	モルディブ、ニカラグア、バミューダ諸島、ケイマン諸島、スイス、日本など
	K型	IFRS使用せず	アメリカ、ラオス、タジキスタン、イラクなど

18 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の第三条「指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう）には「第二条に規定する国際会計基準であって、平成二十三年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする」あるように、仮に、日本の規制当局（金融庁）が承認できないIFRSがあった場合は、別表二に掲げないことにより、カーブアウトできると考える。

19 ただし、アメリカについては、外国企業に対してIFRSの適用を認めている。

III IFRSへの3つの対応（離脱・発言・忠誠）

図表3をもとにして、現在各国がIASB（IFRS）に対して選択している立場について分類した上で、考えらえるIFRSへの対応について考察していこう²⁰。本稿では、Hirschman[1970]の所説を援用し、3つの方法で分類を試みた。すなわち、「離脱」、「発言」、「忠誠」の3方法である²¹。まず、それらの基本的な概念について確認しておこう。

離脱：「顧客がある企業の製品の購入をやめたり、メンバーがある組織から離れていくという場合がある。これがすなわち*離脱オプション*（筆者注：原文はイタリック、以下同じ）である。離脱オプションが行使される結果、収益が低下したり、メンバー数が減少したりする。したがって経営陣は、離脱をもたらした欠陥がどんなものであっても、これを矯正する方法・手段を模索しなければならなくなる。」²²

発言：「企業の顧客や組織のメンバーが経営陣に対して、あるいは、その経営陣を監督する他の権威筋に対して、さらには耳を傾けてくれる人ならだれに対してでも広く訴えかけることによって、自らの不満を直接表明する場合がある。これがすなわち*発言オプション*である。発言オプションが行使される結果、経営陣はこの場合も、顧客やメンバーの不満の原因をつきとめ、可能な不満解消策を模索しなければならなくなる。」²³

忠誠：「顧客・メンバーが離脱の確実性を目の前にしながら、品質の低下した製品の改善という不確実性をどれだけ積極的に引き受けようとするか。」²⁴

20 本稿では、この3つの方法がIASBないしIFRSにどのような影響を与えるかという考察は行っていない。

21 本稿では、矢野[2005]の翻訳に従った。

22 Hirschman[1970], p.4（矢野[2005], 4頁）

23 Hirschman[1970], p.4（矢野[2005], 4頁）

24 Hirschman[1970], p.77-78（矢野[2005], 86-87頁）「ここでいう忠誠とは、ただただ忠誠を誓う、あるいは何の根拠もなくやみくもの信じるということではない。組織に対する自らの影響力、ないし他人の積極的活動によって生じるはずの改善を期待し、冷静に計算した上に内部にとどまるという理詰めの選択をすること、すなわち「離脱の確実性」よりも、あえて何らかの期待を込めて「改善の不確実性」を選択するということである（矢野[2004], 299頁）。

これらの概念は、顧客に製品を販売することを目的として生産する企業を想定して展開されているが、本稿では、顧客を「規制当局」や「基準設定主体」など、製品を「IFRS」、販売を「導入させる、受け入れさせる」、生産を「IFRS等の開発」、企業を「IASB」と読み替えることにより、考察を進めていきたい。まとめて整理すると、「規制当局や基準設定主体などにIFRSを導入させる（受け入れさせる）ことを目的としてIFRS等を開発するIASB」を前提に考察していく。3つの概念を上記の読み替えにしがたって再整理すると、次のとおりである。

離脱：ある規制当局がIASBの公表したIFRSの導入をやめたり、基準設定主体がIASBから離れていったりする場合。離脱オプションが行使される結果、比較可能性が低下したり、IFRS導入国数が減少したりする。したがってIASBは、離脱をもたらしたIFRSの欠陥がどんなものであっても、これを矯正する方法・手段を模索しなければならない²⁵。

発言：ある国の規制当局や基準設定主体がIASBに対して、あるいは、IASBを監督する他の権威筋（たとえば、IFRS財団評議員会やIOSCO）に対して、さらには耳を傾けてくれる組織・機関ならだれに対してでも広く訴えかけることによって、IFRSに対する自らの不満を直接表明する場合。発言オプションが行使される結果、IASBはこの場合も、規制当局や基準設定主体等の不満の原因をつきとめ、可能な不満解消策を模索しなければならない²⁶。

忠誠：規制当局や基準設定主体がIASBからの離脱の確実性を目の前にしながら、品質の低下したIFRSの改善という不確実性をどれだけ積極的に引き受けようとするか。

まず、IFRS導入戦略を基にした各国の選択している立場であるが、大きく三つに分けられる。すなわち、①IFRSを適用する国、②IFRSを任意適用とする国、

25 アメリカや日本がIFRSの強制適用から距離を置く行為は、この離脱に相当すると言える。

26 従来のデュー・プロセス上でも可能であったコメントレターを送付に加えて、アジェンダ・コンサルテーションをいかした意見発信は、発言に相当すると言える。

③IFRSを適用しない国である。先の図表3でいえば、K型は③、IQ型とIP型は②、その他が①となる。それらの立場を選択している国々が、今後、IASB (IFRS) に対してとり得る3つの方法について整理すると次のとおりである。

まず、「離脱」であるが、これはIFRSをいったん導入したのち、IFRSの使用を中止したり、IASBから離れていったりする方法である（もちろんIFRSを導入せずに、最初から離脱した状態にいることも可能であろう）。この結果、IASBとしてはIFRSの利用率が下がることにより比較可能性が損なわれる。しかし、離脱した国は、IFRSに変わり得る自国の会計基準を開発したり維持したりする必要が出てくることになる。IASBとしては当然、そのような国が多数出てくることにより存在意義を失うとともに、比較可能性の低下をもたらすことから、離脱しようとする国々を引き留める行動に出るであろう。このような離脱オプションは、会計基準の品質やIASBの各国への対応を改善させるという効果を有していると考えられる。しかし、このような選択肢を取ることができる国は限られているだろう。そもそも会計基準を網羅的に開発・維持できるだけの人的・経済的能力が必要だからである。自国で会計基準を開発・設定する権限を保有し続けることの意義の一つはここにあると言える。

次にとり得る方法は、「発言」である。これは、離脱とは異なり、IFRSを導入した後、よりIFRSを充実・発展させていくために、IASBや関連する機関（たとえば、IFRS財団評議員会やIOSCOなど）に広く訴えかける方法である。IASBはアジェンダ・コンサルテーションを2011年に公表して意見を募っているが、これは、発言を誘導するIASBの戦略と見て取ることができる。どの国も自国に有利な制度であれば望ましいし、優先的に解決してほしい会計処理問題を抱えていることだろう。そういう意味で、離脱することのできない国は、その方法に変わって発言オプションを選択することができる。図表3であれば、どの戦略を選択していても発言オプションを行使することは可能であろう。3つの方法の中では、一番現実的な方法であるといえる。アドプション、コンバージェンス、インコーポレート、その他の方法のいずれを選択するにしても多くの国が自国の会計基準を放棄していない現状を見る限り、IFRS導入問題と自国の会

計基準開発・設定は切り離して考える方が現実的であるかもしれない。各国が受け入れ可能なIFRSの作り込みを視野に入れた場合、自国で会計基準開発・設定権限を保有し続けることには大きな意義があると言える。

三つ目にとり得る方法は、「忠誠」である。これは、離脱するわけでもなく、発言するわけでもなく、IASBの開発する基準が仮に低品質であってもそれを敢えて受け入れ、従順に守るという方法である。他国の規制当局や基準設定主体の積極的な活動によって生じうるはずの改善を期待し、離脱の確実性ではなく、改善の不確実性を期待する国が相当する。図表3であれば、一番上に記載した戦略、すなわち、IFRSと同一内容の基準をアドプションし、全上場企業（一部上場企業）に適用しているもののエンドースメント手続が無いような国がとり得るオプションである。そもそもコンバージェンスする自国基準を持たなかったり、自国で会計基準を開発する人的・経済的資源がなかったり、また、市場そのものや財務諸表を作成する制度自体や企業を持たないような国であれば、この選択を取ることが想定できる。この場合、自国で基準開発・設定権限を保有し続ける必要性より、むしろIFRSをどのように導入するかという視点から手続きを整備するほうが重要であると言える。しかし、自国がIASBに対して行使する影響力が同じであっても、忠誠の度合いが増すごとに、発言の行使される可能性が高まることは言うまでもない。IFRSにより依存する国であれば、自分の影響力を高めるための方法（たとえば、IASBメンバーに自国のスタッフを送り込む）を模索することが多くなるだろう。このように「忠誠は離脱を寄せ付けず、発言を活性化させる」（Hirschman[1970], p.77-78（矢野[2005], 86-87頁））場合があることを考えた場合、結果的に会計基準の開発に発言できるだけの組織を自国で保有する必要性は出てくるだろう。

おわりに

「IFRSが米国会計基準にとって代わる」や「IFRSが世界的に利用される唯一の会計基準となる」といった議論は、ほんの数年前まで想像もできなかったが、ここ数年のIFRSを巡る動向は、社会における制度変化が実に多様であることを

思い知らされる出来事であった。逆に言えば、現在想定している（また、想定していない）今後の動向についてもその通り進むとは言えない。可能性としてはIASB（IFRS）自体が消滅することもゼロではないからである。

本稿は、会計基準の開発と設定を巡る議論の多様化を受けて、①複数の法域をまたいだ基準開発はどのように進められてきたのか、②現在のIFRSの利用状況と各国の導入戦略はどうなっているのか、そして③IFRSをめぐる今後の対応としてどのような対応が考えられるか（「離脱」・「発言」・「忠誠」）、の3点に着目して、自国で会計基準開発・設定権限を持つ意義について整理を試みた。

IFRSに対して各国が選択できる方法は、各国の会計基準開発資源や環境、市場規模、法制度等に大きく依拠していることが明らかとなった。したがって、自国で会計基準を開発したり設定したりする権限を必要とする国もあれば、必要ない国も生じてくることが明らかとなった。

少なくとも日本や米国のようにIFRSに対して強力に発言できる国（つまり、会計基準を開発・改廃する能力（人的・経済的なものを含む）の役割は今後、益々大きくなっていくであろう。

主要参考文献・引用文献

安藤英義[2011], 「ASBJ / FASBの印象深い出来事」『季刊会計基準』, 第34号(2011年9月), 22-24頁。

大石桂一[2000], 『アメリカ会計規制論』白桃書房。

企業会計審議会[2009], 「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」。

企業会計審議会[2012a], 「資料3—1 各国のIFRS適用状況調査結果」, 企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議配布資料（2012年4月17日）。

企業会計審議会[2012b], 「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」（2012年7月2日）, <http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120702-1/01.pdf>

金融庁[2011a], 「自見内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要」, <http://www.>

- fsa.go.jp/common/conference/minister/2011a/20110621-1.html
- 金融庁[2011b], 「IFRS 適用に関する検討について」, <http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>。
- 金融庁[2011c], 「自見内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要」(2011年6月21日), <http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2011a/20110621-1.html>。
- 小賀坂敦[2012], 「IASBのアジェンダ・コンサルテーションへの対応とその意義」『季刊 会計基準』第36号, 47-55頁。
- 斎藤静樹[2013], 『会計基準の研究 増補改訂版』中央経済社。
- 佐藤誠二[2011], 『国際的会計規準の形成 —ドイツの資本市場指向会計改革』森山書店。
- 澤邊紀生[2005], 『会計改革とリスク社会』岩波書店。
- 島崎憲明[2012], 「中間的論点整理(案)」に対する意見」, http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/gijiroku/soukai/20120614/02.pdf
- 杉本徳栄[2008], 『国際会計[改訂版]』同文館出版。
- 杉本徳栄[2009], 『アメリカSECの会計政策 高品質で国際的な会計基準の構築に向けて』中央経済社。
- 杉本徳栄[2011], 「会計国際化におけるわが国個別財務諸表の意義」『企業会計』, 第63巻第5号, 26-36頁。
- 杉本徳栄[2012a], 「政治主導と政策史実としての国際財務報告基準(IFRS)導入」『会計・監査ジャーナル』, 第24巻第1号(2012年1月), 73-80頁。
- 杉本徳栄[2012b], 「IFRS強制適用問題の種間托卵化」, 『国際会計研究』年報2011年度第2号, 61-74頁。
- 竹下公視訳[1994], 『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房。
- 田中素香[2010], 『ユーロ 危機の中の統一通貨』岩波新書。
- 田中弘[2012], 『IFRSはこうなる 「連単分離」と「任意適用」へ』東洋経済新報社。
- 辻山栄子[2012a], 「国際会計基準IFRS騒動はいったい何だったのか」『WEDGE』(2012年5月), 14-16頁。

辻山栄子[2012b], 「インタビュー 辻山栄子・早稲田大学教授にきく わが国の会計基準はどこへ向かうのか —IFRSをめぐる対立軸の変貌」『企業会計』第64巻第5号, 69-79頁。

徳賀芳弘[2000], 『国際会計論 相違と調和』中央経済社。

藤井秀樹[2007], 『制度変化の会計学 —会計基準のコンバージェンスを見すえて』中央経済社。

矢野修一[2004], 『可能性の政治経済学 ハーシュマン研究序説』法政大学出版社。

Camfferman K., S. A. Zeff [2007], *Financial Reporting and Global Capital Markets: A History of the International Accounting Standards Committee, 1973-2000*, Oxford: Oxford University Press.

Deloitte[2011], “IFRSs in your Pocket 2011” <http://www.iasplus.com/en/publications/ifrs-in-your-pocket/guide-to-ifrss-2014-ifrss-in-your-pocket-2011/file>.

Hirschman, A. O.[1970], *Exit, Voice, and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations, and States*, Harvard University Press (矢野修一訳[2005], 『離脱・発言・忠誠 —企業・組織・国家における衰退への反応—』ミネルヴァ書房)。

Zeff, Stephen A. [1995], “A Perspective on the U.S. Public/Private-Sector Approach to the Regulation of Financial Reporting,” *Accounting Horizons*, Vol.9, No.1, pp.52-70.

(附記) 本稿は、日本会計研究学会第71回全国大会(自由論題)にて報告した原稿を加筆修正したものである。